

道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等 【釧路総合振興局森林室】

釧路総合振興局森林室が所管する釧路管理区への狩猟入林に当たっては、「道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等」のほか、次の事項について注意してください。

1 狩猟区域図について

釧路管理区の道有林では、厚岸町が10月1日から3月31日まで、浜中町と別海町が10月19日から1月31日までエゾシカの狩猟期間となります。

随時、ホームページで狩猟区域図を更新するので、必ず最新の狩猟区域図を確認して携帯してください。

なお、ホームページには狩猟区域図とともに、表形式で林班ごとに表示している「釧路管理区 狩猟規制（林班別）」を更新していますので、図面と併せて確認してください。

2 狩猟期間に係る規制について

平日については銃猟を目的とした入林を禁止しています。
事故防止のためご協力をお願いします。

3 残しやゴミの適正な処理について

昨年の狩猟期間中に、残しが放置されていたり、弁当等のゴミが散乱している場所がありました。

残しやゴミを放置すると、熊を引き寄せる原因にもなりますので、必ず回収するようお願いします。

4 表示した以外の区域での作業について

狩猟区域図で規制した区域以外にも、急な事業や森林調査のために事業者や森林室職員が入林する場合があります。

林道入口や現場周辺に看板やのぼりで表示していますので、表示がある場所では狩猟を行わないでください。

5 モバイルカリングについて

今年度も、厚岸町と浜中町でモバイルカリングを実施する予定です。

実施が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします。

モバイルカリング実施中は実施区域は立入禁止となりますので、皆様のご協力をお願いします。